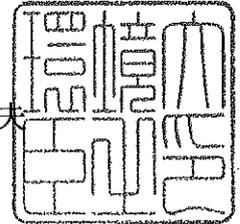


## 行政文書開示決定通知書

栃木県 塩谷町長  
見形 和久 様

環 境 大 臣 月 義 夫



平成27年6月9日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

### 記

- 1 開示する行政文書の名称  
(1) 指定廃棄物一覧表  
(2) 指定廃棄物保管場所現地調査結果票
- 2 不開示とした部分とその理由  
別紙のとおり

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、環境大臣に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。



## 不開示とした部分とその理由

### [不開示とした部分]

栃木県内で毎年定期的に行っている指定廃棄物一時保管場所の調査に係るデータのうち、以下の部分。

#### <申請者又は報告者が法人の場合>

- ・当該事業者の名称
- ・当該廃棄物の一時保管場所の名称、所在地及び連絡先
- ・当該廃棄物の詳細のうち一時保管場所が特定できる可能性のある記述（市町名など）
- ・当該廃棄物の一時保管場所が特定できる可能性のある記述及び写真

#### <申請者又は報告者が市町であって、当該廃棄物の一時保管場所の名称が個人又は法人の場合>

- ・当該廃棄物の一時保管場所の名称、所在地及び連絡先
- ・当該廃棄物の一時保管場所が特定できる可能性のある記述及び写真

### [理由]

指定廃棄物を一時保管する個人又は法人の名称及び当該一時保管場所の識別につながる情報が公にされた場合、風評被害が生じることで事業活動に支障が生じるなど、当該個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第2号イ（※）に該当するため、これらの情報が記録されている部分を不開示としました。

※参考 行政機関の保有する情報の公開に関する法律 第5条第2号イ

公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

## <説明事項>

### 1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、環境省大臣官房総務課情報公開閲覧室（電話：03-3581-3351内線6179）又は「\* 担当課等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の5日前には当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、郵送料（郵便切手）が必要になります。

### 2 開示実施手数料の算定について

#### (1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

150頁ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1500円 → 手数料は1200円

150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、10頁について写しの交付を受ける場合（残りの40頁は開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額100円 = 計200円 → 手数料は無料

#### (2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

#### (3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙をはって納付してください。

### 3 不開示部分に係る不服申立て等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、環境大臣に対して異議申立てをすることができます。

### 4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

### 5 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法等について、ご不明な点等がございましたら、環境省大臣官房総務課情報公開閲覧室（電話：03-3581-3351内線6179）又は本欄に記載した担当までお問い合わせください。